

令和7年度山形県総合政策審議会土地利用部会議事概要

- 1 日 時 令和8年2月4日（水） 10時30分から11時15分まで
- 2 場 所 山形県建設会館（中会議室No.2）及びオンライン
- 3 出席委員 高澤部会長、大武委員、細谷委員、石川特別委員、
小笠原特別委員、河合特別委員、小関特別委員、
齋藤特別委員、武田特別委員、中川特別委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 部会長代理の指名について
山形県総合政策審議会条例第8条第5項の規定により、高澤部会長が、大武委員を部会長代理に指名した。
- 6 審 議 山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画の計画図の変更案について
資料に基づき事務局から説明が行われ、このことについて、委員からあった主な意見等は以下のとおり。

(1) 村山農業地域の拡大について

齋藤委員： 当該地域について、都市計画法上の用途地域（工業専用地域）の指定を外し、農業地域にするとの説明があった。用途地域の指定が外れるだけであり、都市計画区域自体からは外れないという認識でよいか。

事務局： おっしゃるとおり。

細谷委員： 河川区域等の浸水想定区域に該当するが支障なしとの確認をいただいている。当該地域は、令和2年7月に浸水履歴があり、防災に向けた工事が進んでいるかと思うが、今回の農業地域の拡大は、当該工事等に関して何らかの支障がないことも確認したうえでの「支障なし」という認識でよいか。

事務局： その点も踏まえたうえで「支障なし」の旨を確認している。

(2) 大江農業地域の縮小について

細谷委員： 農業水利と都市水利が重なって運用される地域だと思われる。国土地理院の地図だと、当該地域は若干の谷地であり、水が集まりやすい地形であると感じた。地域住民に対して、防災の観点から農業水利と都市水利の関わりについて、十分に説明していくのかどうかを確認したい。

事務局： 地域住民への説明について、現時点においては確認を取っていない状況。頂戴したご意見を踏まえ、大江町との協議を引き続き進めていく。

以上の審議を踏まえ、山形県国土利用計画（第五次）・土地利用基本計画の計画図の変更案に係る山形県総合政策審議会土地利用部会の意見については、「異議なし」とすることに決定された。